

資料 2 初診からのオンライン診療の取扱いについて

第17回 オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会

令和 3 年10月 7 日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

前回の議論の振り返り

○前回の検討会において、今後、以下について検討を進めることとされていた。

1. 初診からのオンライン診療の取扱いについて

- ・ 初診からのオンライン診療に必要な医学的情報の詳細
- ・ 規制改革実施計画における「オンラインでのやりとり」の取扱いの詳細や実際の運用
- ・ 初診からのオンライン診療に適さない症状・医薬品等

2. オンライン診療の推進について

- ・ 医療提供体制におけるオンライン診療の役割について
- ・ 規制改革実施計画における「オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針の策定」について

3. その他、オンライン診療の安全性・信頼性に関する事項

- ・ 初診・再診問わず、医師・患者の同意や、不適切な事例への対応等、安全性・信頼性の担保に関するその他の論点

➡ 1について、本日議論。2, 3については、指針の改定以降に議論することとする。

本指針上の「初診」の定義(1)

背景・問題意識

第2回検討会において、初診対面診療の原則の例外の検討の議題等において、本指針上における「初診」の定義について議論があったため、医師法・医療法等には「初診」という用語・概念はないものの、改めて本指針上の「初診」の定義について、整理するもの。

○オンライン診療の初診に関する基本的考え方

本指針については、医師法等との関係を整理したものであるため、本指針における「初診」の考え方も、医師法における「診察」などと整合性を図る必要がある。

医師法第20条にいう「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の判断を下し得る程度のものをいう(※)、とされている。

いわゆる初診においては、通常、症状・疾患に対する治療・処方のため、診察を通して診断等を行うことが想定されることを踏まえると、本指針における「初診」についても、診察の中でも新たな症状等(ただし、既に診断されている疾患から予測された症状等を除く。)に対する診察を行うことをいう、と解釈される。

オンライン診療においては、患者の状態について医師が得られる情報が対面診療に比べ限定的であるため、「初診」は対面診療が原則であるもの。

※ 「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)」について」(平成9年12月24日付健政発第1075号厚生省健康政策局長通知)抜粋

本指針上の「初診」の定義(2)

○具体的なケースごとの整理

初診の定義は、「初診対面診療の原則」(及びその例外)にも影響してくるため、様々なケースを想定して個別具体的に整理した。

＜同一医療機関への継続的な受診のケース＞

- ・当該医療機関に初めて受診した場合は「初診」
- ・二度目以降であっても、新たな症状等(※1)・疾患について受診する場合は「初診」
※1 ただし、既に診断されている疾患から予測された症状等を除く。
- ・二度目以降に既に診断を受けた疾患について受診する場合は「初診」に該当しない(※2)
※2 ただし、疾患が治癒ないし治療が途中で長期間中断した後、再度同一疾患で受診する場合は、「初診」に該当。

＜他の医療機関で既に受診済みのケース＞

- ・他の医療機関に受診し診断・処方を受けている場合であっても、当該医療機関への受診が初めての場合は、「初診」
- ・二度目以降については、同一医療機関の場合と同様の整理。

(注) いずれのケースにおいても、「初診」に該当するか否かは、医療機関の単位で、個々の医師がカルテ等の確認により判断することが想定される。

	同一医療機関	同一症状等で他の医療機関で受診済み
初診	・初めての受診 ・新たな症状等・疾患について受診	・当該医療機関に初めての受診 ・当該医療機関に新たな症状等・疾患について受診
初診以外	・同一疾患について二度目以降の受診 ※ 他の医師がみる場合も初診ではないが、オンライン診療においては、原則、同一医師原則が適用となる。	・同一疾患について当該医療機関に二度目以降の受診 ※ 他の医師がみる場合も初診ではないが、オンライン診療においては、原則、同一医師原則が適用となる。

(参考)規制改革実施計画

規制改革実施計画（令和３年６月１８日閣議決定）

- a. オンライン診療・服薬指導については、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、現在の時限的措置を着実に実施する。
- b. 医療提供体制におけるオンライン診療の果たす役割を明確にし、オンライン診療の適正な実施、国民の医療へのアクセスの向上等を図るとともに、国民、医療関係者双方のオンライン診療への理解が進み、地域において、オンライン診療が幅広く適正に実施されるよう、オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針を策定し、地域の医療関係者や関係学会の協力を得て、オンライン診療活用の好事例の展開を進める。
- c. 情報通信機器を用いたオンライン診療については、初診からの実施は原則、かかりつけ医による実施（かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等の情報により患者の状態が把握できる場合を含む。）とする。
健康な勤労世代等かかりつけ医がいない患者や、かかりつけ医がオンライン診療を行わない患者で上記の情報を有さない患者については、医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやりとりの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患、現在の状況等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合にはオンライン診療を認める方向で一定の要件を含む具体案を検討する。その上で、対面診療との関係を考慮し、診療報酬上の取扱いも含めて実施に向けた取組を進める。

初診からのオンライン診療の取扱いについての論点

これまでの議論

- 前回の検討会において、初診からのオンライン診療の取扱いについて以下について検討することとされた。
 - 初診からのオンライン診療に必要な医学的情報の詳細
 - 規制改革実施計画における「オンラインでのやりとり」の取扱いの詳細や実際の運用
 - 初診からのオンライン診療に適さない症状・医薬品等



議論の進め方

- 初診からのオンライン診療の取扱いについて、上記をさらに以下の論点に分けてそれぞれ検討してはどうか。また、対面診療が必要な場合の実施体制についても検討が必要ではないか。
 - 初診に必要な医学的情報
 - かかりつけ医がいない場合等に行う「オンラインでのやりとり」の取扱いの詳細や実際の運用
 - 症状について
 - 処方について
 - 対面診療が必要な場合の実施体制について

初診に必要な医学的情報

本検討会でこれまでにいただいたご意見

- どのような情報であれば認められるかについては、細かい規定を設けるのではなく、医師や患者のリテラシーを信頼した上で、医師と患者の合意の中で決めるべきではないか。
- 事務局案として挙げられたもののほか、いわゆる「お薬手帳」も有用ではないか。
- PHRを含め、今後は患者が情報を持っている場合も増えていくと考えられるので、引き続き検討して、幅広く認めていくという方向性が必要ではないか。
- 過去の医学的情報について、どの程度過去のもものが認められるかという観点は必要であり、目安は示していく必要があるのではないか。
- 患者が自ら管理している健診結果や過去の検査値、服薬歴等もオンライン診療に活用できる場合があるため、患者の医学的情報は限定せず幅広い範囲を想定すべきではないか。
- かかりつけ医のいない健康な若者等の医療アクセスを担保する観点から、初回のオンライン診療の前に患者本人と医師でやり取りして、患者の医療履歴や基礎疾患等の情報が把握でき、医師と患者双方がオンライン診療が可能であると判断した場合にはオンライン診療を認めることも考えられるのではないか。

初診に必要な医学的情報

これまでの議論

- 規制改革実施計画において、オンライン診療については、初診からの実施は原則かかりつけ医による実施（かかりつけ医以外の医師が、あらかじめ診療録、診療情報提供書、地域医療ネットワーク、健康診断結果等により患者の状態が把握できる場合を含む。）とされた。
- これまでの検討会では、現状においては初診をオンライン診療で行おうとする患者の医学的情報として活用できるものとしては、
 - ◆ 過去の診療録
 - ◆ 診療情報提供書
 - ◆ 健康診断の結果
 - ◆ 地域医療情報ネットワーク
 - ◆ お薬手帳 等が考えられるものとして議論されてきた。



指針改定の方向性

- 診療に必要な医学的情報について、例えば、既往歴、服薬歴、アレルギー歴等が考えられるが、これまでに議論されてきた医学的情報として活用できるものも踏まえて、どのような場合にオンライン診療を実施可能と考えられるか。

「オンラインでのやりとり」の取扱いの詳細や実際の運用

これまでの議論

- 規制改革実施計画において、「医師が、初回のオンライン診療に先立って、別に設定した患者本人とのオンラインでのやりとりの中でこれまでの患者の医療履歴や基礎疾患、現在の状況等につき、適切な情報が把握でき、医師・患者双方がオンラインでの診療が可能であると判断し、相互に合意した場合」について一定の要件を含む具体案を検討することとされた。



指針改定の方角性

- 「オンラインでのやりとり」は、オンライン診療の可否についての医学的判断を行う枠組みであるため、そのやりとり自体はオンライン診療とは異なる枠組みで実施する。
- また、受診歴がなく、十分な医学的情報も得られていない患者に対し、診療を行おうとすることから、オンライン診療に必要な患者の医学的情報を丁寧に得ることで安全性及び信頼性を担保することが必要。
- 「オンラインでのやりとり」の取扱いについて、どういったものが考えられるか。
- 「オンラインでのやりとり」の結果、直接の診察が必要と判断されるなどオンライン診療を行わないこととなった場合に必要な対応も検討が必要ではないか。

症状について

これまでの議論

- オンライン診療での初診に適しない症状に関して、これまでの検討会では以下のような意見があった。
 - オンライン診療を実施しようとする場合であっても、緊急性が高い症状や処置が必要な場合など、オンライン診療に適さず対面診療が必要となる場合がある。
 - オンライン診療を実施するにあたっては、事前にその可否について判断を行うことが必要。
- また、日本医学会連合よりいただいた「オンライン診療の初診に適さない症状」の提言について、前回検討会で紹介いただいた。



指針改定の方向性

- オンライン診療の実施の可否の判断については安全にオンライン診療が行えることを確認しておくことが必要。
- 日本医学会連合の提言「オンライン診療の初診に適さない症状」等を踏まえて初診からのオンライン診療可能な症状または適さない症状についてどのように考えるか。

処方について

これまでに本検討会でいただいたご意見

- ・ 医療相談や受診勧奨では費用が発生しないのであれば、オンライン診療料を請求するために不必要な処方が行われるのではないかと。また、相談や受診勧奨の場合に自費で費用を請求するのであればそういう仕組みを整備して、あらかじめ患者に説明することが必要ではないかと。
- ・ 薬剤については、オンラインでは明らかに使用すべきでないものが一定程度あるのではないかと。
- ・ 全く情報のない患者に長期間の処方を行うのも望ましくなく、例えば、ある薬は最長1週間の処方として、それで症状が改善しなければ対面診療に移るといった流れが望ましいのではないかと。
- ・ 処方できる医薬品の制限は必要。また、同じ医薬品でも適応外使用を制限するといったことが考えられるのではないかと。
- ・ オンライン診療では検査ができないために、リスクを回避しようとして、風邪か肺炎かがわからない場合に抗生剤を処方するといった過剰診療が起こる可能性があるのではないかと。

時限的・特例的対応下での制限

令和2年4月10日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(抜粋)

- ・ 診療の際、できる限り、過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク(※)又は健康診断の結果等(以下「診療録等」という。)により当該患者の基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診断や処方を行うこと。診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とするとともに、麻薬及び向精神薬に加え、特に安全管理が必要な医薬品(いわゆる「ハイリスク薬」)として、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤(抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等)の処方をしてはならないこと。

(※) 患者の同意を得た上で、医療機関間において、診療上必要な医療情報(患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等)を電子的に共有・閲覧できる仕組み

処方について

これまでの議論

- 初診からのオンライン診療における処方について、現在のオンライン診療は、診察手段が限られることから診断や治療に必要な十分な医学的情報を初診において得る事が困難なことがあり、そのため初診から安全に処方することができる医薬品も限られる。
- 時限的・特例的措置においては、以下に該当する処方を行ってはならないとされている。
 - 患者の基礎疾患等の情報が把握できない場合の特に安全管理が必要な医薬品（いわゆる「ハイリスク薬」）として、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等）の処方
 - 患者の基礎疾患等の情報が把握できない場合の処方日数の制限
 - 麻薬及び向精神薬の処方
- 日本医学会連合よりいただいた「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な薬剤」の提言について、前回検討会で紹介いただいた。



指針改定の方角性

- 初診からのオンライン診療で処方可能な薬剤について、日本医学会連合の提言「オンライン診療の初診での投与について十分な検討が必要な薬剤」等を踏まえてどのように考えるか。
- 現在の時限的・特例的措置における制限についてはどう考えるか。

対面診療の実施体制について

これまでの議論

- 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的取扱いについて」においては、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する場合の留意点について、以下のように記載している。(対面診療の実施体制に係る部分のみ抜粋)
 - 医師が地域における医療機関の連携の下で実効あるフォローアップを可能とするため、対面による診療が必要と判断される場合は、電話や情報通信機器を用いた診療を実施した医療機関において速やかに対面による診療に移行する又は、それが困難な場合は、あらかじめ承諾を得た他の医療機関に速やかに紹介すること。

指針改定の方向性



- オンライン診療を実施するにあたり、継続的なフォローアップの中で必要な検査等を行うとともに、急変時や中等症または重症であることが疑われる患者を適切かつ速やかに対面診療、検査、処置等に誘導することが可能な体制が必要。
- 必要時に対面での受診が可能な体制を確保するため、オンライン診療を行うにあたってどういった対応が必要と考えられるか。